

《資 料》

ドイツ「行状監督」制度関連条文
(2018年10月1日時点)

神 馬 幸 一 (訳)

訳者解題

本資料は、現行ドイツ刑法典（2018年10月1日時点）第68条以下において規定された「行状監督（Führungsaufsicht）」制度に関連する部分の翻訳である。

この行状監督制度は、1969年第2次刑法典改正の際、刑事（保安）処分の一環として導入され、1975年に施行された。その後、幾度かの部分的な改正を経ながら、2006年に「行状監督改革法案」の提出が連邦政府において閣議決定され、そのことを受けて、翌2007年には、当該制度の大幅な見直しを目的とする「行状監督改革法」が制定された。この刷新により、行状監督は、保安機能と生活支援機能を有するのみならず、治療機能をも有する社会内処遇制度として、新たな局面を迎えたものと当地では評価されている。

当該2007年改革法も含めて、最近における関連条文の改正過程は、以下の図表のようになる（成立順）。

改正法令名	出典	刑法典改正条項 (行状監督部分は下線)	施行日
Gesetz zur Reform der Führungsaufsicht und zur Änderung der Vorschriften über die nachträgliche	BGBI. I 2007 S. 513	第56条c、第56条d、第56条f、第57条、第66条b、第67条d、第67条g、第67条h(新設)、 <u>第68条</u> 、 <u>第68条a</u> 、 <u>第68条b</u> 、第	2007年 4月18日

Sicherungsverwahrung vom 13. April 2007 (行状監督改革及び事後的保安監置に関する関連規定の改正)		<u>68条c</u> 、 <u>第68条d</u> 、 <u>第68条e</u> 、 <u>第68条f</u> 、 <u>第68条g</u> 、 <u>第70条b</u> 、 <u>第79条</u> 、 <u>第145条a</u>	
Gesetz zur Neuordnung des Rechts der Sicherungsverwahrung und zu begleitenden Regelungen vom 22. Dezember 2010 (保安監置及び関連規定における新整備)	BGBl. I 2010 S. 2300	第66条、 <u>第66条a</u> 、 <u>第66条b</u> 、 <u>第67条d</u> 、 <u>第68条b</u> 、 <u>第68条c</u> 、 <u>第68条d</u> 、 <u>第68条e</u>	2011年 1月1日
Gesetz zur bundesrechtlichen Umsetzung des Abstandsgebotes im Recht der Sicherungsverwahrung vom 5. Dezember 2012 (保安監置の分離処遇要請に関する連邦法的置換)	BGBl. I 2012 S. 2425	第66条c(新設)、 <u>第67条a</u> 、 <u>第67条c</u> 、 <u>第67条d</u> 、 <u>第67条e</u> 、 <u>第68条c</u> 、 <u>第68条e</u>	2013年 6月1日
Dreiundfünfzigstes Gesetz zur Änderung des Strafgesetzbuches - Ausweitung des Maßregelrechts bei extremistischen	BGBl. I 2017 S. 1612	第66条、 <u>第68条b</u>	2017年 7月1日

Straftätern vom 11. Juni 2017（第53 次刑法改正：過激主義的 犯罪者における保安処分 の拡大）			
Gesetz zur Neuregelung des Schutzes von Geheimnissen bei der Mitwirkung Dritter an der Berufsausübung schweigepflichtiger Personen vom 30. Oktober 2017（職 業訓練上、守秘義務を課 される者に第三者が関与 する際の秘密保護に関す る新規制）	BGBI. I 2017 S. 3618	第68条a、第203条、第 204条、第309条	2017年 11月9日

なお、以上の制定過程及び改正経緯に関しては、本誌（獨協法学）に掲載予定の拙稿「ドイツにおける行状監督制度の現状と課題(1)・(2完)」を参照されたい。

訳出及び訳語の選定に関しては、法務省大臣官房司法法制部（編）『法務資料461号：ドイツ刑法典』（2007）に概ね依拠している。その他、前掲拙稿において引用されている文献も参考にしながら訳文を作成した。

但し、本文中、次に示す職業ないし資格は、男女の性別に応じて併記されており、該当箇所を男女別個に訳出することは、煩雑に思われたことから、敢えて男女の区別を示すことなく訳出している（原文内容に鑑みても、男女の区別が重要な意味を有する場面は想定されていない）。

- Ärztin / Arzt ⇒ 医師
- Bewährungshelferin / Bewährungshelfer ⇒ 保護観察官
- Mitarbeiterin / Mitarbeiter ⇒ 協力者
- Psychotherapeutin / Psychotherapeut ⇒ 心理療法士

その上で、条理解読の便宜を図るために、訳者注を鉤括弧で括り、また、下線を引くことで強調した箇所が幾つかある。更に、訳文中にある上付き数字は、条項における文の先頭を表している。これらの点は、原文中にはない情報事項であることから、注意されたい。

そして、原文上、適宜引用される参照先の条文も、「関連条文」というかたちで併記している。但し、当該参照先条文が行状監督制度自体の条文（刑法第68条ないし第68条g）に相当する場合は、関連条文として掲げることを省略している。また、刑法各則編にある条文を参照している場合は、比較的、重要なものを除いて、その罪名だけを示すに留めている。

訳文

行状監督

第68条（行状監督の要件）

- ① 法律が格別に行状監督を定めている犯罪行為により、6月以上の有期自由刑が科せられた者において、再犯を惹起する危険性があるとき、裁判所は、その刑に併科して行状監督を命じることができる〔任意的行状監督：訳者注〕。
- ② 法律上、行状監督を必要的に求めている規定（第67条b、第67条c、第67条d第2項ないし第6項、及び第68条f）は、なおも適用される〔必要的行状監督：訳者注〕。

【関連条文】

刑法第67条b(収容を命じる際の執行猶予)

- ① ¹裁判所が精神病院又は禁絶施設における収容を命じたとき、特段の事情に鑑みて、その執行猶予により、当該処分の目的が達成可能であろうという予期が正当化される場合、裁判所は、同時に、その執行を猶予する。²行為者において、執行を猶予されていない自由刑が当該処分に併科されているとき、当該処分の執行は猶予されない。
- ② 前項の執行猶予により行状監督が開始する〔処分執行猶予型：訳者注〕。

刑法第67条c(刑執行後の収容開始)

- ① ¹命じられた処分よりも前に、同一の行為又は行為者において自由刑が執行された場合、当該刑の執行が終了するより前に、裁判所が次の各号に当たるかを審査したとき、当該収容の執行を猶予し、当該執行猶予により行状監督が開始する〔処分執行猶予型：訳者注〕、
1. 処分の目的から、なおも収容が必要であるか、又は、
 2. 保安監置における収容が当該執行経過の総合的考慮から、第66条c〔保安監置における収容方法及び先行する自由刑の執行：訳者注〕に加え、それに関連する第66条c第1項第1号の意味において充実化された世話を要しないことで当該収容が比例性に反するか。
- ²刑の執行が終了するより前に、保安監置による収容が第一審で1年未満において命じられた場合、本条第1項第1号に定められた審査は必要とされない。
- ② ¹収容を命じられたことが確定してから3年後にあって、なおも収容の執行が開始されず、かつ、本条第1項又は第67条bに当たらないとき、裁判所が命じる場合にのみ、当該収容は執行することが許される。²公官庁の命令により施設に拘禁されている期間は、当該期間に算入されない。³処分の目的に鑑みて、なおも収容が必要であるとき、裁判所は、収容の執行を命じる。⁴処分の目的が達成されていない一方で、特段の事情に鑑みて、その執行猶予により、当該処分の目的が達成可能であろうという予期が正当化される場合、裁判所は、その執行を猶予し、当該執行猶予により行状監督が開始する〔処分執行猶予型：訳者注〕。⁵処分の目的が達成されたとき、裁判所は、処分の終了を言い渡す。

刑法第67条d(収容の期間)

- ① ¹禁絶施設における収容は、2年を超えてはならない。²期間は、収容の開始から進行する。³自由刑に併科して命じられた自由剥奪処分が当該自由刑よりも前に執行される時、処分の執行期間は、当該刑に算入される限りで、自由刑の期間分において、その上限を延長する。
- ② ¹収容期間の上限が定められていないとき、又は上限を未だ経過していないとき、被収容者が処分執行外で、重大な違法行為を惹起しないであろうと予期できる場合、裁判所は、更なる収容の執行を猶予する。²保安監置における収容の執行が開始された後、上限6月以内で裁判所が定めた期間の経過までに、被収容者において、第66条cに加え、それに関連する第66条c第1項第1号の意味において充実化された世話を要しないことから、更なる処分の執行が比例性に反することを裁判所が確定したとき、前文と同様とし、当該充実化された世話が不要の場合、そのような処遇の状況下における執行猶予の審査に際して、裁判所は、当該期間を確定しなければならない。³本項第1文又は第2文に定められた執行猶予により行状監督が開始する〔処分執行猶予型：訳者注〕。
- ③ ¹保安監置における収容が10年間執行されたとき、被収容者において被害者の精神又は身体を著しく侵害する重大な犯罪行為を惹起する危険性がない場合、裁判所は、処分の終了を言い渡す。²当該収容執行からの釈放により行状監督が開始する〔処分終了型：訳者注〕。
- ④ ¹収容期間の上限が満了したとき、被収容者は釈放される。²当該処分は、これにより終了する。³当該収容執行からの釈放により行状監督が開始する〔処分終了型：訳者注〕。
- ⑤ ¹禁絶施設における収容に関して、もはや第64条〔禁絶施設収容処分：訳者注〕第2文の要件が満たされていないとき、裁判所は、処分の終了を言い渡す。²当該収容執行からの釈放により行状監督が開始する〔処分終了型：訳者注〕。
- ⑥ ¹精神病院における収容の執行が開始された後、もはや処分の要件が満たされていないこと、又は更なる処分の執行が比例性に反することを裁判所が確定したとき、裁判所は、処分の終了を言い渡す。²当該収容が6年間執行されたとき、被収容者において、その状況から、被害者の精神若しくは身体を著しく侵害するか、又は精

神若しくは身体に対して著しい侵害をもたらす危険性を介して、重大な違法行為を惹起する危険性がない場合、その収容継続は、原則として、もはや比例性に反するものとされる。³当該収容が10年間執行されたとき、本条第3項第1文は、これを準用する。⁴当該収容執行からの釈放により行状監督が開始する〔処分終了型：訳者注〕。⁵対象者において、行状監督を付さなくとも犯罪行為が惹起されないであろうと予期されるとき、裁判所は、行状監督の不開始を命じる。

第68条a(行状監督所、保護観察官、司法精神科外来部)

- ① 行状監督を言い渡された者は、行状監督所に服し、行状監督の期間において、その者のために、裁判所は、保護観察官を選任する。
- ② 保護観察官と行状監督所は、相互に合意の上で、行状監督を言い渡された者のための援助及び世話に従事する。
- ③ 行状監督所は、裁判所と合意の上で、保護観察官の支援を得ながら、行状監督を言い渡された者の行動と指示の履行を監督する。
- ④ 行状監督を言い渡された者のための援助と世話に関する問題において、行状監督所と保護観察官の間に合意が得られないとき、裁判所が処断する。
- ⑤ 裁判所は、行状監督所及び保護観察官に対して、その活動を指揮することができる。
- ⑥ 第145条a〔指示遵守違反罪：訳者注〕第2文が定める告訴が申立てられる前に、行状監督所は、保護観察官を聴聞し、その場合、本条第4項は、適用されない。
- ⑦ ¹第68条b第2項第2文及び第3文の定める指示〔治療指示：訳者注〕が与えられるとき、第2項に掲げられた者と合意の上で、司法精神科外来部も行状監督を言い渡された者の援助及び世話に当たる。²その他の場合、第3項及び第6項は、保護観察官の役割に関する限りで、司法精神科外来部にも準用する。
- ⑧ ¹第1項に掲げられた者並びに第203条〔秘密漏示罪：訳者注〕第1項第1号、第2号及び第6号に掲げられた司法精神科外来部の協力者は、

行状監督を言い渡された者が再び犯罪行為に陥らないための援助に必要な不可欠な限りで、第203条により保護される関係性の枠組み内において明らかにされた他人の秘密又はその他の方法で知らされた他人の秘密を相互に開示しなければならない。²それに加えて、第203条第1項第1号、第2号及び第6号に掲げられた司法精神科外来部の協力者は、その者の観点から、次の各号に当たる限りで、行状監督所及び裁判所に対して、当該秘密を開示しなければならない、

1. 行状監督を言い渡された者が第68条b第1項〔遵守違反が処罰対象となる指示事項：訳者注〕第1文第11号の定める受診指示を遵守しているか、若しくは第68条b第2項〔遵守違反が処罰対象とならない指示事項：訳者注〕第2文及び第3文の定める指示の範囲内で治療に関与しているかを監督するために必要不可欠な場合、
2. 行状監督を言い渡された者の行動若しくは状況から第67条g〔処分執行猶予の取消し：訳者注〕、第67条h〔危機介入：訳者注〕若しくは第68条c第2項若しくは第3項の定める処分〔無期限の行状監督：訳者注〕が必要であると思われる場合、又は、
3. 第三者への生命、身体の不可侵性、人格的自由若しくは性的自己決定に対して現存する著しい危険性の回避に必要である場合。

³本項第1文並びに第2文第2号及び第3号の場合、司法精神科外来部の協力者により開示された第203条第1項の意味における事実は、本項で掲げられた目的においてのみ用いられる。

【関連条文】

刑法第67条g(執行猶予の取消し)〔処分執行猶予型の行状監督における調整規定:訳者注〕

- ① ¹ 処分を言い渡された者において、次の各号により、当該処分の目的から収容の必要性が生じたとき、裁判所は、当該収容の執行猶予を取り消す、
1. 行状監督の期間中に、違法な行為を惹起した場合、
 2. 第68条bによる指示に対して、粗野に若しくは執拗に違反した場合、又は、
 3. 保護観察官若しくは行状監督所の監督及び指導を執拗に拒否した場合。

²執行猶予の決定と行状監督の開始（第68条c第4項）までの間において、取消事由が生じたとき、第1文第1号を準用する。

- ② 処分を言い渡された者において、行状監督の期間中、その状況から、違法な行為の惹起が見込まれ、その結果、当該処分の目的から収容の必要性が生じたとき、裁判所は、前項と同様に、第63条〔精神病院収容処分：訳者注〕及び第64条〔禁絶施設収容処分：訳者注〕による収容の執行猶予を取り消す。
- ③ 前項の他、処分を言い渡された者において、行状監督の期間中に執行猶予を妨げる事情が明確になり、当該処分の目的から収容の必要性が生じたとき、裁判所は、収容の執行猶予を取り消す。
- ④ 取消し前後の収容期間は、総計で、当該処分における法定の上限を超えてはならない。
- ⑤ 裁判所は、収容の執行猶予を取り消さなかったとき、当該処分は、行状監督の期間経過をもって終了する〔処分執行猶予型の行状監督における終了理由の一つ。その他の終了理由は、刑法第68条e参照：訳者注〕。
- ⑥ 処分を言い渡された者が指示を履行するために支払われた給付は、補償されない。

刑法第67条h(期限付きの再執行：危機介入)

- ① ¹第63条〔精神病院収容処分：訳者注〕又は第64条〔禁絶施設収容処分：訳者注〕による収容の執行が猶予され、行状監督に付されている間、当該収容から釈放された者の状態が急速に悪化したか、又は再び嗜癖行動が生じることで第67条g〔処分執行猶予の取消し：訳者注〕による取消しを回避するために一定の措置が必要な場合、最高3月の期間、収容処分を再執行することができる。²第1文の要件の下で、裁判所は、当該措置の更新を命じること又は期間を延長することができ、当該措置の期間は、総計で6月を超えてはならない。³第67条g第4項は、これを準用する。
- ② 裁判所は、当該措置の目的が達成されたとき、第1項による期間経過前に当該措置を取り消さなければならない。

刑法第145条a(行状監督中の指示に対する違反)

¹行状監督の間において第68条b第1項に掲げられた種類の指示に違反し、かつ、それにより処分の目的を危うくする者は、3年以下の自由刑又は罰金に処する。²行状監督所(第

68条a)の告訴が無いとき、当該行為は訴追されない。

刑法第203条(私的秘密の侵害)

① 次の各号に当たる立場で、他人の秘密、特に私的生活領域に属する秘密又は営業上若しくは業務上の秘密を打ち明けられた者又はその他の方法で知らされた者が権限なく、その秘密を漏らしたとき、1年以下の自由刑又は罰金に処する、

1. 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、又はその他の医療専門職に属する者の中でも、その業務に従事するために、若しくは職業名を標榜するために国が定めた職業教育が必須とされている者、

2. 国の認定を受けた学問的検定試験を修めた心理専門職、

(中略)

6. 国の認定を受けた相談援助職又は社会教育職、

(以下省略)

第68条b(指示)

① ¹裁判所は、行状監督を言い渡された者に対して、行状監督の期間又はそれよりも短い期間、次の各号における指示を付与することができる〔遵守違反が処罰対象となる指示：訳者注〕、

1. 行状監督所の許可無く、住所若しくは居所、若しくは一定の地域を離れないこと、

2. 再犯の機会若しくは誘因を提供しうる一定の場所に滞在しないこと、

3. 被害者若しくは再犯の機会若しくは誘因を提供しうる一定の人若しくは一定の集団に属する人と接触しないこと、交際しないこと、雇用しないこと、職業訓練しないこと若しくは宿泊させないこと、

4. 場合によっては犯罪行為のために濫用しうる一定の活動をしないこと、

5. 再犯の機会若しくは誘因を提供しうる一定の物を所持しないこと、携帯しないこと若しくは保管させないこと、

6. 場合によっては犯罪行為のために濫用しうる自動車若しくは一定種

類の自動車若しくはその他の自動車を保有しないこと若しくは運転しないこと、

7. 決められた時間に、行状監督所、一定の官署若しくは保護観察官の下に出頭すること、
8. 住所若しくは職場を変えた場合、遅滞無く行状監督所に報告すること、
9. 就労していない場合、所轄の職業安定所若しくはその他の職業紹介所に出頭すること、
10. 一定の事実を理由として、アルコール飲料若しくはその他の酩酊剤の摂取が再犯の惹起に寄与しうるものと想定されるとき、当該物を摂取しないこと及び身体的侵襲を伴わないアルコール検査若しくは嗜癖物検査を受けること、
11. 決められた時間に、若しくは一定の間隔において、医師、心理療法士若しくは司法精神科外来部の診察を受けること、又は、
12. 居所の電子的監視に必要な工学機器を常時、稼働状況に設定しておくこと及びその機能を阻害しないこと〔電子的居所監視：訳者注〕。²裁判所は、その指示において、禁止される行動又は要求される行動を的確に定めなければならない。³本項第1文第12号が定める指示〔電子的居所監視：訳者注〕は、本項第5文の場合を除き、次の各号に当たる限りで許される、
 1. 3年以上の自由刑若しくは合一刑の満期執行を理由として、又は処分の終了を理由として、行状監督が開始される場合、
 2. 第66条〔保安監置：訳者注〕第3項第1文で掲げられた種類における1個又は数個の犯罪行為を理由として、自由刑若しくは合一刑又は処分収容が科せられ、若しくは命じられた場合、
 3. 行状監督を言い渡された者が第66条〔保安監置：訳者注〕第3項第1文で掲げられた種類における再犯を惹起する危険性がある場合、及び、
 4. 刑事訴訟法463条a〔行状監督所の権限と管轄：訳者注〕第4項第2

文で定められたデータ利用の可能性を介しながら、特に本項第1文第1号又は第2号により課された指示の遵守を監督する際、行状監督を言い渡された者が第66条〔保安監置：訳者注〕第3項第1文で掲げられた種類における再犯を惹起しないようにする目的で当該指示が必要であると推定される場合。

⁴本項第3文第1号に加え、それに関連する同第2号の要件も同様に、第68条e〔行状監督の終了理由：訳者注〕第1項第1文で掲げられた行状監督の終了における影響を受けない〔重複併科が可能：訳者注〕。

⁵各則編第1章又は第7章における1個又は数個の犯罪行為を理由として、2年の自由刑若しくは合一刑が科せられた場合、本項第3文第1号とは別個に、当該要件は満たされたことになり、第129条a〔テロ団体の結成：訳者注〕第5項第2文に加え、それに関連する第129条b〔外国における犯罪団体とテロ団体、拡大収奪及び没収：訳者注〕第1項に定められた犯罪行為も共に、本項第3文第2号ないし第4号に掲げられた犯罪行為に含まれる。

- ② ¹裁判所は、行状監督を言い渡された者に対して、行状監督の期間又はそれよりも短い期間、特に職業訓練、就労、余暇、経済事情の調整又は扶養義務の履行に関連する指示を別個に付与することができる〔遵守違反が処罰対象とならない指示：訳者注〕。²裁判所は、行状監督を言い渡された者に対して、精神医学、心理療法又は社会療法的な世話及び治療を受ける指示を与えることができる（治療指示）。³世話と治療は司法精神科外来部で行うことができる。⁴第56条c〔刑の執行猶予中における指示：訳者注〕第3項は、身体侵襲を伴うアルコール検査又は嗜癖物検査に服する指示にも、これを準用する。
- ③ 指示に際しては、行状監督を言い渡された者の生活状況に対して期待することのできない要求をしてはならない。
- ④ 第68条e〔行状監督の終了理由：訳者注〕第1項第1文第3号により、既に科せられている行状監督が新たな行状監督の開始と共に終了するとき、裁判所は、前の行状監督の枠組みで与えられた指示も裁判の中

に含めなければならない〔新旧行状監督における指示内容の引継ぎ根拠規定：訳者注〕。

- ⑤ 本条第1項第11号〔受診指示：訳者注〕により行状監督を言い渡された者の世話又は第2項の治療〔治療指示：訳者注〕が司法精神科外来部により行われられない場合、その限りで、第68条a第8項〔守秘義務の解除規定：訳者注〕は、これを準用する。

【関連条文】

刑法第56条c(指示)〔刑の執行猶予に関する規定：訳者注〕

(中略)

- ③ 次の各号に当たる指示は、有罪を言い渡される者の同意を得た場合にのみ付与することができる、
1. 身体的侵襲を伴う治療的処置若しくは禁絶療法を受ける指示、又は、
 2. 適切な住居若しくは適切な施設に滞在する指示。

(以下省略)

刑法第66条（保安監置における収容）

- ① ¹裁判所は、次の各号に当たるとき、刑に併科して、保安監置を命ずる、
1. 次の故意による犯罪行為を理由として、2年以上の自由刑の言渡しを受けた者、
 - a) 生命、身体の不可侵性、人格的自由若しくは性的自己決定に対する犯罪、
 - b) 各則編第1章〔平和に対する反逆、内乱及び民主主義的法治国家の危殆化：訳者注〕、第7章〔公の秩序に対する犯罪行為：訳者注〕、第20章〔強盗及び恐喝：訳者注〕若しくは第28章〔公共危険罪：訳者注〕若しくは国際刑法典若しくは麻薬法下で自由刑の上限が10年以上において定められている犯罪、又は、
 - c) 本号の細分a若しくは細分bに掲げられた犯罪を理由として行状監督が開始された限りで、第145条a〔指示遵守違反罪：訳者注〕の構成要件を充足する犯罪若しくは酩酊状態において惹起された違法行為が本号の細分a若しくは細分bに掲げられた種類に当たる限りで第323条a〔完全酩酊：訳者注〕

の構成要件を充足する犯罪、

2. 新たな行為が惹起される以前に、本項第1号に掲げられた犯罪行為を理由として、1年以上の自由刑の言渡しを既に2度以上受けていた者、
3. 新たな行為が惹起される以前に、同種の犯罪行為の1個又は複数個を理由として、2年以上自由刑に科せられた者又は自由剥奪を伴う改善及び保安処分の執行を受けた者、かつ、
4. 行為者及び犯罪行為の総合評価により、刑を言渡す時点において、重大な犯罪行為を介して、特に被害者の精神又は身体を著しく侵害する傾向により、公共における危険性がある者。

²本項第1文第1号の細分bの意味における犯罪行為の分類は、第12条〔重罪及び軽罪：訳者注〕第3項の規定を準用し、本項第1文第1号の細分cの意味における行状監督の終了は、第68条b第1項第4文の規定を準用する〔重複併科が可能：訳者注〕。

- ② 第1項第1文第1号に掲げられた種類の犯罪行為を3個惹起し、それにより各々1年以上の自由刑が科された者、かつ、同種の犯罪行為における1個又は複数個を理由として、3年以上の自由刑の言渡しを受けた者に対しては、従前、有罪判決又は自由剥奪を受けていた場合（第1項第1文第2号及び第3号）ではなくても、裁判所は、第1項第1文第4号の要件下で刑に併科して保安監置を命じることができる。
- ③ ¹第1項第1文第1号の細分a若しくは細分bに規定された要件を満たした重罪を理由として、又は第89条a〔国家を危殆化する重大な暴力的行為の準備罪：訳者注〕第1項ないし第3項、第89条c〔テロ団体への資金供与：訳者注〕第1項ないし第3項、第129条a〔テロ団体の結成：訳者注〕第5項第1文前段に加え、それに関連する第129条b〔外国における犯罪団体とテロ団体、拡大収奪及び没収：訳者注〕第1項、第174条ないし第174条c〔保護を命じられた者の性的濫用罪、被拘禁者・官により監置された者・施設内の病人及び扶助を必要とする者の性的濫用罪、公務上の地位を利用する性的濫用罪、相談又は世話関係を利用する性的濫用罪：訳者注〕、第176条〔児童の性的濫用罪：訳者注〕、第177条〔性的強要罪、強姦罪：訳者注〕第2項第1号、同条第3項及び第6項、第180条〔未成年者の性的行為促進罪：訳者注〕、第182条〔少年の性的濫用罪：訳者注〕、第224条〔重傷害罪：訳者注〕、第225条〔要保護者に対する虐待：訳者注〕第1項若しくは第2項を理由として、又は酩酊状態において違

法行為をした限りで第323条a〔完全酈酌：訳者注〕に規定された故意の犯罪行為を理由として、2年以上の自由刑の言渡しを受けた者において、その新たな行為が惹起される以前に、同種の犯罪行為の1個又は複数個を理由として、3年以上の自由刑の言渡しを既に1度受けており、かつ、第1項第1文第3号及び第4号に掲げられた要件が満たされているとき、裁判所は、刑に併科して保安監置を命ずることができる。²本項第1文に掲げられた種類の犯罪行為を2個惹起し、それにより各々2年以上の自由刑が科された者、かつ、同種の犯罪行為における1個又は複数個を理由として、3年以上の自由刑の言渡しを受けた者に対しては、従前、有罪判決又は自由剥奪を受けていた場合（第1項第1文第2号及び第3号）ではなくても、裁判所は、第1項第1文第4号の要件下で刑に併科して保安監置を命じることができる。³第1項及び第2項の規定の適用は、これを妨げない。

- ④ ¹第1項第1文第2号において、合一刑を言い渡す判決は、1個の刑を言い渡す判決とみなす。²未決拘禁その他の自由剥奪が自由刑に算入されるとき、第1項第1文第3号の意味において科された刑とみなす。³先の行為から後の行為までの期間が5年以上であるとき、先の行為は無いものとされ、性的自己決定権に対する犯罪に関しては、この期間を15年以上とする。⁴行為者が公官庁に命じられて施設に収容されていた期間は、当該期間に算入しない。⁵本法の場所的適用範囲外において判決が言い渡された行為は、当該行為がドイツ刑法によれば第1項第1文第1における犯罪行為に当たるとき、又は第3項の場合にあっては第3項第1文に掲げられた種類に当たるとき、当該適用内において判決の言渡しを受けた行為とみなす。

刑法第129条a(テロ団体の結成)

(省略)

刑法第129条b(外国における犯罪団体とテロ団体、拡大収奪及び没収)

(省略)

刑事訴訟法第463条a(行状監督所の権限と管轄)

- ① ¹行状監督所（刑法典第68条a）は、行状監督を言い渡された者の行動及び指示の履

行を監督するため、宣誓した上で尋問を除き、全ての公官庁から報告を求め、あらゆる種類の調査を自身で実施し、又は他の公官庁に対して、その管轄の範囲内で当該調査を行わせることができる。²行状監督を言い渡された者の所在地が不明のとき、行状監督所の長は、居所調査の公示(第131条a第1項)を命じることができる。

- ② ¹行状監督所は、行状監督の期間又はそれよりも短い期間、人定事項の確認が許される警察の検問に際して、行状監督を言い渡された者に関する情報の通知を命じることができる。²第163条e〔警察の検問に際しての情報通知：訳者注〕第2項は、これを準用する。³当該通知は、行状監督所の長が命じる。⁴当該措置を継続することの必要性に関しては、少なくとも1年毎に、これを審査しなければならない。
- ③ ¹行状監督を言い渡された者が十分な弁明もなく刑法典第68条b第1項第7号〔行状監督所及び保護観察官への出頭義務：訳者注〕又は第11号〔受診指示：訳者注〕の指示に従わず、かつ、この場合、その召喚において引致が許容されるものと思慮されたとき、行状監督所の申立てにより、裁判所は、勾引状を発付することができる。²当該発付は、第一審裁判所が管轄している限り、裁判長が決定する。
- ④ ¹行状監督所は、刑法典第68条b第1項第1文第12号〔電子的居所監視：訳者注〕に定められた指示の際、行状監督を言い渡された者が携行している工学機器を用いながら、その者の居所に加え、場合によっては生じうるデータ収集の阻害状況に関して、自動送受信されたデータを収集及び保存し、行状監督を言い渡された者が住居内にいる間、そこに滞在していること以上の状況がデータとして収集されないことを技術的に可能な範囲で保障しなければならない。²当該データは、次の各号に当たる目的のために必要な限りで、当事者の同意を得ることなく、その使用が許される、
1. 刑法典第68条b第1項第1文第1号〔滞在要請：訳者注〕、同第2号〔滞在禁止：訳者注〕若しくは同第12号〔電子的居所監視：訳者注〕に定められた指示の違反を確定する目的、
 2. 刑法典第68条b第1項第1文第1号、同第2号若しくは同第12号に定められた指示の違反に関連付けられる行状監督の処遇を実施する目的、
 3. 刑法典第68条b第1項第1文第1号、同第2号若しくは同第12号に定められた指示の違反に対して刑を科する目的、
 4. 第三者への生命、身体の不可侵性、人格的自由若しくは性的自己決定に対して

現存する著しい危険性に対して防御する目的、又は、

5. 刑法典第66条〔保安監置：訳者注〕第3項第1文に掲げられた種類の犯罪行為若しくは刑法典第129条a〔テロ団体の結成：訳者注〕第5項第2文に加え、それに関連する第129条b〔外国における犯罪団体とテロ団体、拡大収奪及び没収：訳者注〕第1項に定められた犯罪行為を訴追する目的。

³本項第2文に定められた目的拘束性の遵守に関して、本項第2文第1号の違反を確定するために、刑法典第68条b第1項第1文第1号、同第2号に関連するデータの処理は、自動的に実施されなければならない、当該データが無権限に閲覧されないことは、特に保障されなければならない。⁴行状監督所は、警察機関の公官庁及び職員を介して、データの収集及び処理を行わせることができ、それは、行状監督所の要請を満たすように義務付けられる。⁵本項第1文で掲げられたデータは、それが収集されて後、本項第2文で掲げられた目的において供されない限りで、2月を超えずに消去されなければならない。⁶データ呼出しの全てにおいて、その呼出し時点、呼出しデータ及び呼出し者が記録化されなければならない、第488条〔データの自動転送：訳者注〕第3項第5文は、これを準用する。⁷行状監督を言い渡された者の住居内において、そこに滞在していること以上の状況がデータとして収集されたとき、それを供することは許されず、閲覧後、即座に消去されなければならない。

⁸当該閲覧及び消去の事実は、文書で記録されなければならない。

- ⑤ ¹土地管轄は、行状監督を言い渡された者の住所における地区の行状監督所が有する。²行状監督を言い渡された者が本法の適用地域内に住所を有しないとき、土地管轄は、その生活上の居所における地区の行状監督所が有し、生活上の居所が不明のとき、最後の住所又は生活上の居所における地区の行状監督所が有する。

第68条c(行状監督の期間)

- ① ¹行状監督の期間は、2年以上5年以下とする。²裁判所は、期間の上限を短縮することができる。
- ② ¹裁判所は、行状監督を言い渡された者が次の各号に当たる場合、かつ、重大な再犯により公共における危険性の惹起が懸念されるとき、第1項第1文の上限を超えて、無期限の行状監督を命じることができる〔対

象者が指示に応じない場合の無期限設定：訳者注)、

1. 第56条c〔刑の執行猶予中における指示：訳者注〕第3項第1号の定める指示に同意しない場合、又は、
2. 治療的処置若しくは禁絶療法に服する指示若しくは治療指示を遵守しない場合。

²本条第1項第1号の場合、行状監督を言い渡された者が事後に同意を表明したとき、裁判所は、以降の行状監督において期間を定める。³その他の場合、第68条e第3項〔行状監督の取消裁判に関する期間：訳者注〕は、これを準用する。

- ③ ¹裁判所は、次の各号に当たる場合、行状監督を本条第1項第1文の上限を超えて、無期限に延長できる〔対象者に危険性が認められる場合の無期限設定：訳者注〕、

1. 刑法第67条d第2項により精神病院収容が執行猶予された場合、一定の事実を理由として、行状監督を言い渡された者が図らずも直近で刑法第20条〔責任無能力：訳者注〕若しくは第21条〔限定責任能力：訳者注〕に定められた状態へと陥ることで、再び重大な違法行為により公共における危険性の惹起が懸念されるとき、又は、
2. 第68条b第1項若しくは第2項の定める指示違反から、若しくはその他における一定の事実から、重大な再犯により公共における危険性の惹起が懸念される具体的理由が生じているとき、かつ、
 - a) 第181条b〔性犯罪における行状監督付与規定：訳者注〕に掲げられた種類の犯罪行為を理由として、行状監督を言い渡された者に対して、2年を超える自由刑若しくは合一刑が科せられたか、若しくは精神病院又は禁絶施設収容が命じられた場合、又は、
 - b) 第68条b第1項第3文〔電子的居所監視のための指示要件：訳者注〕第1号の要件により行状監督が開始され、かつ、生命、身体の不可侵性、人格的自由若しくは第250条〔犯情の重い強盗：訳者注〕、第251条〔死亡結果を伴う強盗：訳者注〕に加え、そ

れに関連する第252条〔強盗の刑で罰せられる窃盗：訳者注〕若しくは第255条〔強盗の刑で罰せられる恐喝：訳者注〕における1個若しくは数個の犯罪行為を理由として、自由刑若しくは合一刑若しくは処分収容が科せられ、若しくは命じられた場合。

²当該行状監督の終了において、第68条b第1項第4文〔重複併科が可能：訳者注〕は、これを準用する。

- ④ ¹第68条第1項により行状監督が命じられた場合〔任意的行状監督：訳者注〕、その確定をもって、当該行状監督は開始され、第67条b第2項、第67条c第1項第1文及び同条第2項第4文、第67条d第2項第3文の場合〔処分執行猶予型：訳者注〕、執行猶予に関する裁判の確定をもって、又は裁判所が後に命じた時点で、当該行状監督は開始する。²行状監督を言い渡された者が逃亡しているか、潜伏し、又は公官庁の命令により施設に拘禁されている期間は、行状監督の期間に算入されない。

【関連条文】

刑法第20条（精神障害を理由とする責任無能力）

行為を惹起する際、病的な精神障害、根深い意識障害、又は知的障害若しくはその他の重い精神的異常性により、行為の不法を弁別し、又はその弁別に従って行為する能力がない者は、責任なく行為したものとする。

刑法第21条（限定責任能力）

行為を惹起する際、第20条に掲げられた理由の一により、行為の不法を弁別し、又はこの弁別に従って行為する能力が行為者において著しく減弱していたとき、刑は、第49条〔法律上の特別な減刑事由：訳者注〕第1項により減輕することができる。

刑法第56条c(指示)

(前掲参照)

刑法第181条b(行状監督)

第174条ないし第174条c〔保護を命じられた者の性的濫用罪、被拘禁者、官により監置された者、施設内の病人及び扶助を必要とする者の性的濫用罪、公務上の地位を利用する性的濫用罪、相談又は世話関係を利用する性的濫用罪：訳者注〕、第176条ないし第180条〔児童の性的濫用罪、児童の重い性的濫用罪、児童の性的濫用致死罪、性的強要罪、強姦罪、性的強要及び強姦致死罪、抵抗不能者の性的濫用罪、未成年者の性的行為促進罪：訳者注〕、第181条a〔売春婦幫助罪：訳者注〕及び第182条〔少年の性的濫用罪：訳者注〕の場合、裁判所は、行状監督を命じることができる（第68条第1項）。

刑法第250条(犯情の重い強盗)

(省略)

刑法第251条(死亡結果を伴う強盗)

(省略)

刑法第252条(強盗の刑で罰せられる窃盗)

(省略)

刑法第255条(強盗の刑で罰せられる恐喝)

(省略)

第68条d(事後的裁判)

- ① 裁判所は、第68条a第1項及び第5項〔関係機関における調整規定：訳者注〕、第68条b〔指示に関する規定：訳者注〕並びに第68条c第1項第2文〔期限短縮：訳者注〕及び第2項〔対象者が指示に応じない場合の無期限設定：訳者注〕及び第3項〔対象者に危険性が認められる場合の無期限設定：訳者注〕による裁判を事後的に行い、変更し、又は取消することができる。
- ② ¹第68条b第1項第1文第12号〔電子的居所監視：訳者注〕による指示

に関して、裁判所は、遅くとも2年経過前に、それが取り消されるべきかを審査する。²第67条e〔処分に関する再審査：訳者注〕第3項及び第4項は、これを準用する。

【関連条文】

刑法第67条e(再審査)

- ① ¹裁判所は、どの時点でも、更なる収容の執行猶予又は終了の言渡しを審査することができる。²裁判所は、定められた期間が経過する前に、その審査を行わなければならない。
- ② 前項の期間は、次のように定める、
禁絶施設収容の場合は6月、
精神病院収容の場合は1年、
保安監置収容の場合は1年であり、当該収容が10年執行後は9月。
- ③ ¹裁判所は、前項の期間を短縮することができる。²法定上の各期間内において、裁判所は、経過前に審査の申立てが許されない期間を定めることもできる。
- ④ ¹期間は、収容の開始により進行する。²裁判所が執行猶予又は終了の言渡しを拒否したとき、当該期間は、決定をもって新たに開始する。

第68条e(行状監督の終了又は停止)〔重複併科を巡る調整規定：訳者注〕

- ① ¹行状監督が無期限ではないか、又は行状監督が自由剥奪処分の執行猶予（第67条b第2項、第67条c第1項第1文、同条第2項第4文、第67条d第2項第3文）により開始されていない限りで〔処分執行猶予型における行状監督の終了は、刑法第67条g第5項も参照：訳者注〕、行状監督は、次の各号に当たる時点をもって終了する、
 1. 自由剥奪処分の執行開始、
 2. 自由剥奪処分に併科して命じられた自由刑の執行開始、
 3. 新たな行状監督の開始。²その他の場合、当該行状監督は、自由刑又は自由剥奪処分が執行される期間において停止する。³本項第1文第1号ないし第3号で掲げられ

た状況が生じたことで、自由剥奪処分の執行猶予により開始された行状監督が必要ではなくなったとき、裁判所は、当該行状監督の中断を命じる。⁴現在における無期限の行状監督又は自由剥奪処分の執行猶予により開始された行状監督に新たな行状監督が加わる場合、現在の行状監督に併科して新たな行状監督を付す必要がないとき、裁判所は、この新たな行状監督の中断を命じる。

- ② ¹行状監督を言い渡された者において、行状監督を付さなくとも再犯を惹起しないであろうと予期されるとき、裁判所は、行状監督を取消す。²当該取消しは、法定された期間の下限〔第68条c第1項第1文により2年：訳者注〕が経過した後に許される。³6月以下の期間において、裁判所は、経過前に行状監督取消しの申立てが許されない期間を定めることができる。
- ③ ¹無期限の行状監督が開始したとき、裁判所は、次の各号に当たる場合、本条第2項第1文による裁判が必要であるかを審理する、
1. 第68条c第2項第1文の場合〔対象者が指示に応じない場合の無期限設定：訳者注〕、第68条c第1項第1文の定める期間の上限〔5年：訳者注〕経過前、
 2. 第68条c第3項の場合〔対象者に危険性が認められる場合の無期限設定：訳者注〕、2年経過前。
- ²裁判所が行状監督の取消しを拒否するとき、その後2年経過前に改めて行状監督の取消しに関する裁判をしなければならない。

第68条f(残刑が執行猶予されない場合の行状監督)〔自由刑満期釈放型：訳者注〕

- ① ¹故意の犯罪行為を理由として、2年以上の自由刑若しくは合一刑又は第181条b〔性犯罪における行状監督付与規定：訳者注〕に掲げられた種類の犯罪行為を理由として、1年以上の自由刑若しくは合一刑が満期まで執行されたとき、行状監督を言い渡された者は、その行刑から釈放されると同時に行状監督が開始する。²刑の服役に続いて自由剥奪を

- 伴う改善・保安処分が執行される時、本項第1文は適用されない。
- ② 前項の刑を言い渡された者において、行状監督を付さなくとも再犯を惹起しないであろうと予期される時、裁判所は、当該行状監督の中断を命じる。

【関連条文】**刑法第181条b(行状監督)**

(前掲参照)

第68条g(行状監督と執行猶予)〔刑の執行猶予及び仮釈放との調整規定：訳者注〕

- ① ¹刑の執行猶予若しくは残刑の執行猶予〔仮釈放：訳者注〕が命じられ、又は職業禁止を猶予された者が同一の行為又はその他の行為を理由として、同時に行状監督に服するとき、監督と指示の付与に関しては、第68条a〔関係機関における調整規定：訳者注〕及び第68条b〔指示に関する規定：訳者注〕のみを適用する。²行状監督は、当該執行猶予の経過前には終了しない。
- ② ¹前項における執行猶予及び行状監督が同一の行為を理由として命じられたとき、裁判所は、当該執行猶予の期間経過まで行状監督を停止させることができる。²この場合、当該執行猶予の期間は、行状監督の期間に算入しない。
- ③ ¹前項における執行猶予の期間経過後、刑若しくは残刑から免除され、又は職業禁止が終了したものと言い渡されたとき、それにより同一の行為を理由として命じられた行状監督も終了する。²行状監督が無期限のとき（第68条c第2項第1文又は第3項）、これは適用されない。

